

# 第 1 4 9 6 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時 平成 2 5 年 8 月 2 3 日

自 9 時 2 9 分

至 1 0 時 4 8 分

場所 教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### －開 会－

### －公 開－

#### (議決事項)

第6号 内部管理事務改革の一部実施に伴う教育委員会規則等の制定及び一部改正について (総務課)

————— 以上原案のとおり議決

#### (報告事項)

第27号 島根県総合教育審議会委員の改選について (総務課)

第26号 公立学校施設の耐震化状況について (平成25年4月1日現在)  
(教育施設課)

第25号 平成26年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の結果について (義務教育課・高校教育課)

第26号 島根県社会教育委員の一部改選について (社会教育課)

————— 以上原案のとおり了承

### －非公開－

#### (議決事項)

第7号 平成26年春の叙勲候補者の推薦について (総務課)

————— 以上原案のとおり議決

#### (承認事項)

第5号 市町村立学校教育職員 (管理職) の人事異動について  
(義務教育課) ————— 以上原案のとおり承認

#### (報告事項)

第31号 職員の交通事故に関する訴訟について (高校教育課)

————— 以上原案のとおり了承

## II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】  
山本委員長 土田委員 仲佐委員 岡部委員 原委員 今井教育長
- 2 欠席委員  
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者  
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

吉城教育監	全議題
嶋木教育次長	全議題
黒崎参事	全議題
祖田参事	全議題
長岡教育センター所長	全議題
高宮総務課長	全議題
荒木上席調整監	公開議題
小村教育施設課長	公開議題
片寄高校教育課長	公開議題、報告第31号
佐藤県立学校改革推進室長	公開議題
原田特別支援教育課長	公開議題
矢野義務教育課長	公開議題、承認第5号
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
野津保健体育課長	公開議題
荒瀬健康づくり推進室長	公開議題
小仲社会教育課長	公開議題
恩田人権同和教育課長	公開議題
野口文化財課長	公開議題
松本世界遺産室長	公開議題
高橋福利課長	公開議題
坂根教育センター教育企画部長	公開議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
加村総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

山本委員長：開会宣言 9時29分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	4 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	1 件
	承認事項	1 件
	協議事項	0 件
	報告事項	1 件
	その他事項	0 件
署名委員	岡部委員	

(議決事項)

第6号 内部管理事務改革の一部実施に伴う教育委員会規則等の制定及び一部改正について  
(総務課)

○高宮総務課長 議決第6号内部管理事務改革の一部実施に伴う教育委員会規則等の制定及び一部改正についてお諮りする。

資料1の1ページをご覧ください。現在、県では教育委員会に限らず知事部局や他の部局等も含め、事務の効率化を目的に内部事務管理改革を行っている。簡単に申し上げると、今までは例えば給与の関係で扶養手当や通勤手当を申請する場合、あるいは休暇の申請、出張の命令などは紙に書いて上司の決裁を受け、支払いを伴うものは出納機関を回ってから支払いを受けるというシステムになっていた。しかし、これではなかなか事務の効率化が図れないということがあり、こうした事務を1人に1台ずつ配ったパソコンを通じ、電子媒体上で処理を進めることによって事務の省力化、効率化を全庁的に図っていくという流れがある。

こうした中で、既に知事部局においては、旅費については平成24年1月から、給与などについては平成24年7月から集中化が行われていた。一方、県立学校の教育職員や学校司書については、勤務形態が知事部局の職員や教育委員会等の行政職の職員とは異なる、あるいは出張の行程が複雑であるなどのさまざまな要因があり、これまで導入されていなかった。しかし平成25年9月からは教育職員及び学校司書についてもこの給与等事務システムの導入を図り、今まで紙ベースで処理していた事柄をパソコン上で処理を行うよう予定している。これに伴って、規則の改正が必要になるというものである。

資料1の1ページの下部に記載している表が概略である。表中に該当する事務とあり、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の認定を権限を委任をするものの欄に入れている。これらのものについては、扶養家族としたい人の所得が一定額以下であれば扶養手当の対象になる、あるいはこういう手段で何kmの通勤であれば通勤手当は何円になる、あるいは住居手当の対象となるかどうか等、機械的に判断できるものである。したがって、こうしたものについては各学校の校長ではなく、総務部にある総務事務センターに決裁権を移して集中的に処理しても運用上支障はないと考えられることから、総務事務センター長に権限を移すとともに電子媒体での処理に切りかえる。

一方、権限を委任しないものの欄には休暇、職務専念義務の免除、週休日の振替、特殊勤務手当の実績確認といったものを入れている。これらは学校活動に密接に関係しているものであり、休暇を認めるかどうか、農場で作業を行った場合などの特殊勤務手当について、実際に実績があってそれに対して手当を払うかどうか、といったことについては、総務事務センターでは判断ができかねる。こうしたものについては、手続きは電子媒体には移すが、決裁権は校長にそのまま残すこととしている。いずれにしても、電子媒体に移したうえで集中的に管理できるものは、その権限を総務事務センターに移すということが主たる内容である。

資料1の2ページに図を載せているが、これがイメージ図である。扶養手当等の認定事務について記載しているが、これは権限を総務事務センターに丸ごと移したうえで電子媒体での処理ということになる。図の上半分のフローチャートが現在の状況である。職員から校長に書類が提出され、事務の庶務担当者が処理し、その結果が総務事務センターに行くと給料が支払われるという流れである。これが今後は、職員と総務事務センターの途中にあった校長、庶務担当というところが抜けて総務事務センターに直接行く流れとなり、権限も処理方法も変わる。これに対して資料1の3ページに記載している休暇の届出について、こちらについても最終的に総務事務センターにデータが行く点は変わらないが、休暇を認めるかどうかということは、学校行事との関連などもあるため、校長が確認し決裁を行う。ただ、その決裁はこれまでのように紙に印鑑を押すのではなく、基本的に電子媒体で行われるというものである。

資料1の4ページは教育職員の特殊勤務手当の申請手続についてである。こちらも手続きの流れでは中間に校長と庶務担当が入っているが、決裁は校長が行い、最終的にデータが総務事務センターに行くことになっている。権限は学校長に残しながらも処理の方法は電子化を行い簡略化する、ということである。

このようなことに伴い、権限を一部総務事務センターに移すということと、また紙媒体での処理を電子媒体に変えることにより、資料1の5ページから1の18ページのとおり所要の規則改正が必要になるため、議決をいただきたい。

資料1の1ページに戻っていただきたい。今、給与事務についてご説明したが、実は学校で処理するこのような事務の中にもう一つ大きなものとして旅費、つまり出張費の支払いがある。旅費事務についても10月から電子化されることになっているが、その取り扱いについては県が所管している会計規則の改正で対応できるため、規則改正については教育委員会会議にお諮りしていないという事情によるものである。導入に伴って学校現場に混乱をもたらすことがないように、また少しでも職員の負担が軽くなるよう、今さまざまな施策や対策を講じながら準備を進めているところである。

○土田委員 それぞれの公立学校には事務室があり、事務長以下、相当数の事務職員がいるが、その削減につながるということもあるか。

○高宮総務課長 現段階ではそういうふうには考えていない。今回のシステム導入については、将来、全庁的に事務を効率化するうえで、教育委員会だけがその事務のシステムと異なったシステムを持っているというのは組織として問題があるのではないかと、ということがある。学校事務の場合は少ない学校だと事務職員が2人、3人という所属もあり、システムを導入したので直ちに削減するというのではないというふうには考えてはいる。

○土田委員 それに関連して、今、文科省のほうで高校の授業料無償化見直しの議論がなされている。無償とするラインについて、自民党案が年収900万、公明党案が年収930万でどこで折り合いをつけるかという話になっているが、授業料を徴収する生徒が約2割ぐらい出てくるだろうということである。そうした面の事務の負担というのも今回のシステム化と少しは関連しているのか。

○高宮総務課長 そこは全く切り離して考えている。以前に授業料を徴収していたときには減免制度といって、保護者の所得水準が一定限度を下回ると授業料を減額ないし免除するという制度があった。この減免制度があったときにも、やはり15%から20%ぐらいの生徒が減免申請を行い、最終的には10%強ぐらいの生徒が減免になっていたと思う。そうした事務は学校の事務室や県の高校教育課で行っており、今は無償化になっている関係で全くなくなっているが、今回は減免ではなく、逆に徴収する人を決めるということで裏返しの事務になる。授業料無償化をやめるかどうかは、新聞などでも報道されているように2014年度からなのか2015年度なのか、それから今、土田委員がおっしゃったように、所得制限が900万円なのか930万円なのか等、いろいろな議論がされているところである。事務的には、授業料を徴収していて減免制度があったときにはどういった体制で行っていたのかなど、過去の経験を踏まえたり、今後、無償化制度を実施するときにはどの程度の所得確認の書類が必要になって事務量が増えるのかなどといったことを見定めていきたい。そのうえで、今回の事務処理とは別途対応を考えていきたいと思っている。

○山本委員長 これは県立学校だけで実施し、義務教育の教員に対しては何もしないということか。義務教育の教員はまだ紙ベースの処理か。

○高宮総務課長 そうである。こうした事務は、どこに住んでいて何という名前で何歳の子どもがいるなど、給与や家族といった個人情報はどうしても出てくる。そのため、基本的には専用の回線で専用のネットワークを設置し、セキュリティーも非常に高くする必要がある。1人1台の専用パソコンの配付が必要になってくるため、初期投資からして非常に大きなものになるが、その負担を県がやるのか市町村がやるのか、あるいはその事務についても相当大きな混乱が予想されることから、基本的には県立学校のみで考えている。市町村立学校については対象としていないため、市町村立学校の給与事務については従前と同じ格好で教育事務所が所管するという予定である。

(報告事項)

第27号 島根県総合教育審議会委員の改選について (総務課)

○高宮総務課長 報告第27号島根県総合教育審議会委員の改選についてご報告する。

資料は2の1ページをご覧いただきたい。附属機関設置条例あるいは総合教育審議会設置規則に基づき、県には総合教育審議会が設置されている。この委員の任期は昨年8月29日に満了しており、現在は委員がいない状況である。今、空白になっている委員について、来週8月26日付けで新たに10人に対し発令を行う予定である。委員の任期は規則に基づいて2年間ということで、平成25年8月26日から27年8月25日までと考えている。

審議会の目的は、総合的な教育施策の推進に係る重要事項の審議である。最も大きなものとしては、資料に8月26日の第1回審議会において審議と記載しているが、教育委員会の点検・評価報告書に関する審議である。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成20年4月から改正され、改正後の法律の中では教育委員会が前年1年間に行った仕事について点検・評価をし、それを議会に提出することが義務づけられている。また、議会に提出するにあたっては有識者、知見のある方の意見を聞いたうえで報告書を取りまとめ、提出することとなっている。報告書の提出時期は例年9月の定例県議会であり、その前の段階で総合教育審議会において審議いただき、ご意見を頂いたものを9月議会に提出している。昨年の8月にこの教育委員会の点検・評価報告書についてご意見をいただき、その後に委員の任期は満了となったが、その間、重要事項で総合教育審議会に諮問や議論をお願いするような事項はなかった。そのためこの1年間は空白期間となっていたが、来る9月定例県議会に平成24年度分の教育委員会の点検・評価報告を提出する必要があり、それについてあらかじめご意見をいただくために、このたび委員を新しく委嘱し、8月26日に審議をお願いしたいというものである。

その他に記載しているが、委員についてはさまざまなジャンルの有識者の方をお願いすることとしている。公募の委員もお願いすることとしており、これについてはもう既に半年ほど前になるが募集している。その結果4名の応募があり、昨年度末の3月27日に島根大学の肥後副学長を選考委員長とする委員会において1名の方に決定させていただいた。資料2の2ページが委員名簿となっている。学識経験を有する方が島根大学の肥後副学長ほか2名で計3名、市町村教育委員会等の代表で邑南町教育委員会の土居教育長、教育関係団体役員で県PTA連合会の母親委員会の金津委員長、公募委員としてNPO法人ちゃいるどりーむの佐々木理事長、それからその他必要と認める有識者ということで石原氏以下4名の方々、合わせて10名の方々である。性別は男性、女性、それぞれ5名ずつ、地域は県東部の方が6名、西部の方が3名、隠岐の方が1名である。以上の方々で審議会を構成し、26日に発令を行って審議をお願いする予定としている。

○岡部委員 今回新任でこのメンバーに加わった方は何人いらっしゃるのか。

○高宮総務課長 資料の中で、5号委員として上から2人目の藤田さん、そして松本さんがいらっしゃるが、この2名の方が継続であり、残りの8名の方が新規である。

○土田委員 参考資料について、第2条で委員は20名以内をもって組織すると記載されているが、先ほどの説明では委員は10名ということであった。人数的に10名というのは今回が初めてなのか、あるいは毎回大体10名程度なのか。

○高宮総務課長 20名以内ということになっているが、毎回10名でお願いしているところである。したがって、今回急に減らしたということではない。

――原案のとおり了承

第28号 公立学校施設の耐震化状況について (平成25年4月1日現在) (教育施設課)

○小村教育施設課長 報告第28号公立学校施設の耐震化状況について (平成25年4月1日現在) ご報告する。

平成25年4月1日現在ということで、昨年度まで行った状況を今回ご報告する。この報告は

文部科学省が取りまとめたものをベースに作成している。耐震化については、平成27年度末までは国の財政措置が非常に有利な状況になっている。このかさ上げが平成27年度末までということ踏まえ、文部科学省からはそれまでの早い時期に耐震化の完了を目指すよう要請されているところであり、それに向けてそれぞれ取り組みを行っている状況である。

まず、1番の耐震化率についてである。まずは高等学校についてだが、これは松江市立女子高校を含んだ数字である。島根県の状況は表の一番上に記載している数字であり、耐震化率は92.5%、前年からの伸び率は5.9%で全国平均を上回るといって進んでいる。島根県の施設では、出雲工業高校と大田高校の改築を始め、耐震化工事を進めている状況である。

2番目は特別支援学校である。島根県の状況は耐震化率96.3%で、残るは浜田ろう学校の寄宿舎のみとなっている。なお、現在この浜田ろう学校の寄宿舎については、浜田養護学校の寄宿舎内にその機能を整備しており、実質的には耐震化は完了したという状況になっている。

3番目は公立小・中学校である。こちらは耐震化率82.9%で全国平均を下回っているが、前年度からの伸び率は5.6%で全国平均を上回って高く推移している。各市町村で積極的に耐震化に取り組まれている状況である。

次に大きな2番として、県内の屋内運動場のつり天井の設置状況についてご報告する。

建物の構造体以外の部分、いわゆる非構造部材と言われるものであるが、このうち特につり天井については、過去の震災の状況から、災害があった場合には大きな人的被害を及ぼすおそれがある。そのため、対策を進めるようこれまでも文部科学省から要請されていたが、このたび文部科学省から点検、対策の手引が示された。また、この耐震化状況の調査報告があった8月7日には、さらに一層の促進の要請があり、一定規模を有するつり天井の落下防止対策は、平成27年度末までの完了を目指して取り組むよう通知があった。県内の公立学校のつり天井を有する屋内運動場は、表に記載しているとおり特別支援学校で1校、小・中学校で44校で、合計45校である。一定規模を有すると思われるものは、このうち約半数程度である。県としては、構造体の部分、また屋内運動場のつり天井のような非構造部材についても、さまざまな工事を進めるにあたっての技術的な助言や、国に対しての財源措置、財政制度の要望を引き続き行いながら、できるだけ早く耐震化が完了するよう努めてまいりたいと思っている。

○岡部委員 つり天井の落下防止対策も、この耐震化推進の中に含まれるということによいか。

○小村教育施設課長 そうである。耐震化については、構造部材のみでなく、天井やその他のものも含めて進めていくという内容になっている。

○土田委員 先般、青原小学校の耐震化を始めたところ、50年前の設計らしいというニュースが流れており、保護者の方は心配されていると思う。全体の予算の流れはあると思うが、文科省が目安としている27年に間に合うかどうかという、感触はいかが。

○小村教育施設課長 各市町村とも精いっぱい努力をして進めていらっしゃるかと承知している。特に補強が必要な校舎については、できる限り前倒しも含めてやっている。今は財源措置等も良い状況であるので進めていらっしゃるが、市町村によっては財政状況や学校再編といった問題もある。そういった不透明な部分も持ちながらではあるが、見通しとしてはできるだけのことをしていただくよう、こちらからも支援をまいりたいと思っている。

○原委員 耐震改修の定義についてお聞きしたい。例えば、地震が起きたときにけがをする一番身近なものとしてガラス窓があるとよく言われており、学校でもガラスが子どもに突き刺さったといった話も聞く。益田市はまだ古い校舎が多いので、ガラスは本当にカチンと音がするような昔のガラスが使われている。まだこれほど耐震化の話がないときには、割と最近建った建物でも大きなガラスが廊下の間切りや、階段との間切りに使われているものも見たことがある。この耐震というものの中には、そういった学校のガラス窓や備品なども含まれるのか。

○小村教育施設課長 そうした備品的なものについても当然子どもたちの安全を保つという意味では大事なことだと思っており、この耐震化の定義には入ってくると思う。今回の調査そのものは構造体についてであり、建物が倒壊するおそれのないような形で整備することで数字は出している。しかし、委員がおっしゃるような、その他の備品の耐震化についても進めるよう国も要請しており、また県としてもその方向で話を進めているところである。

○土田委員 技術的な点について、耐震強度を補強するには専門の設計士が必要だが、市町村に



よってはそういう耐震強度を測ることができる資格を持った設計士が不足していると耳にしている。不足しているところへは、県として派遣などといった対応も考えておられるか。一級建築士はたくさんいるが、耐震に関しては専門的な技術を持った設計士が必要ということで、非常に少ない人数で対応している市がある。専門の設計士が多くいる地域は割と早く対応できると思うが、少ない地域はかなり遅れているというふうに聞いている。その点はどうぞお考えか。

○小村教育施設課長 耐震の性能を測ることに限っては、耐震の委員会を設けており、そこで行っている。また、実際に建築をする方については、市町村によっては少ないということが確かにあるが、そういった場合にも基本的には県教育委員会であっせんはしていない。市町村のほうでしっかり探していただいて進めていってほしいと思う。

○高宮総務課長 少し補足させていただくと、耐震化の場合は大体2ステップある。まずは、現在の建物に耐震性があるかどうか、また耐震補強が必要とすれば建物のうちのどの部分に耐震補強が必要なのかという、耐震診断というものが1ステップ目である。これについては、全県レベルで非常にすぐれた知見を持った方が集まった耐震の判定委員会というものを持っており、県の建物であろうと市町村立学校の建物であろうと、全てこの判定委員会で判定することになる。

この判定が終わった後、実際に工事をするという段階になると、今、土田委員がおっしゃったように技術者の不足などの問題が出てくる。現実の問題としては、特に耐震については平成20年頃から急激に進めるようにと国の方針などが変わったこともあり、その段階では県の教育委員会のほうからも職員を市町村などに赴かせ、アドバイスをしていた。建物も耐震性がないと言っても、本当に悪いものから、それでも比較的大丈夫なものもあり、耐震補強の方法にもいろいろな方法がある。各市町村の中の優先順位として、どういう順番でどの小学校から行っていったいか、どういう方法がいいかというふうなアドバイスをし、技術的な相談にも応じていた。そのうえで、実際の設計の段階では、県の建物についても県の建築士が設計をしているわけではなく、外部の設計会社に委託しており、市町村においてもそれぞれ適切に近隣の業者に発注されているということだと思う。ただ、そうした中で実際にどの建物から先に行ったらよいか、そもそもどの辺りから取りかかれば耐震というものは進むのか、そういった相談には教育施設課の建築の職員などが一生懸命お答えしているという状況である。

○土田委員 知人が浜田、江津で耐震をやっているが、民間の設計に比べると利益が非常に低いという話であった。利益が高いほうを優先的にやりたいが、耐震はやはり県民の皆さんの要望があり、進めなくてはならないということだった。しかし非常に仕事量が多くて困っており、毎日のように夜遅くまで残業しながら一生懸命やっている。さらに定期的に松江で審議会があり、出張するのも大変だという話を聞いていたので質問させていただいた。

○高宮総務課長 先ほど申し上げた判定の委員会などでは、県も市町村も一斉に集まってくるため、判定委員の方は大変御多忙だという話は聞いている。

○土田委員 応援できるものがあれば応援していただき、27年と言わず一日でも早く耐震を行っていただければと思う。

○仲佐委員 今、土田委員が言われたように、27年度まで一応耐震化の期間ということであるが、資料を見ると耐震化率は、高等学校、特別支援学校、公立小・中学校で大体85%ぐらいとなっている。あと2年間のうちに早く進めるというところだが、26年度には何%の伸び率を考えていってほしいか。

○小村教育施設課長 具体的な数字ははっきり申し上げることはできないが、現在の状況からいうと、ご覧のとおり島根県においてはかなり高い進捗率を示している。また、目標の期限があとわずかということもあり、特に市町村については今の状況よりも高い伸び率になるかと思っている。

○山本委員長 市町村の学校の施設は県民の避難場所になっている。そういった点もあるため、特にひどい部分についてはその避難場所をどういふふうに変えるのか、例えば公民館に変えるなどいろいろなやり方があると思うが、その辺りはできるだけ県のほうで指導してほしい。財源のことばかりではなく、県民が安全に避難できるという点もあわせて一緒に少しずつ指導してほしい。県だけで資料ばかり見てもなかなかわからないと思う。それぞれの市町村にいろいろな特徴があると思うので、危険がないように避難できる場所をチェックしてほしいということ、

教育施設課から話をしておいていただきたい。

――原案のとおり了承

## 第29号 平成26年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の結果について (義務教育課・高校教育課)

○矢野義務教育課長 報告第29号平成26年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第1次試験の結果についてご報告する。

第1次試験は、去る7月13、14、15の3日間で実施した。13日は松江工業高校および松江東高校において一般教養、教職教養、専門教養試験を実施し、14、15日はくにびきメッセにおいて集団面接試験を実施した。集団面接試験はPTAや企業の方にも面接員をお願いし、全員に対して実施した。

このたびの採用試験の出願者は全体で1,214名だったが、このうち1次試験免除者が38名であった。この免除については、いわゆる地域限定枠で出願した現職教諭が19名、また今年度新たに導入した、前年度の2次試験選考結果が優秀だった者が19名であった。この免除者が38名、また試験を辞退、欠席した者が62名おり、最終的には1次試験受験者は1,114名であった。なお、辞退者62名というのは出願者の大体5.1%だが、例年この程度の数の欠席がある。

筆記試験の採点については複数の者で行っており、その際は受験番号等も全て伏せて整理番号で処理している。また、筆記試験及び面接試験の結果の入力、あるいはチェックも複数の者で行っており、採用担当者以外の外部の方による点検も行っている。その上で7月31日に合否判定会議を開催した。これには土田委員と原委員にも出席いただいたが、ここで合否判定いただき、479名の1次合格としたところである。この合格者に、先ほど申し上げた1次試験免除の38名を加えた517名が2次試験の受験者となっている。

2次試験については、あさってから開始する。日曜日に小論文試験、また水泳や理科、音楽等々の実技試験を実施する。その後、26日から30日の5日間で面接試験、模擬授業、一部小学校等のピアノ、あるいは英語受験者の英会話の実技試験を行うこととしている。最終的には9月27日に名簿登載者を発表する予定である。

○原委員 小学校の数理枠の覧に募集人員(10)と括弧があるが、これはどういう意味か。

○矢野義務教育課長 これは小学校全体の内数で、実際には上に記載している一般枠の地域限定枠の中にこの10人も入っている。再掲という意味で括弧をつけている。

○山本委員長 例年、募集人員に対して、2次試験の受験者数が4倍も5倍もいるが、これは大丈夫か。

○矢野義務教育課長 2次試験にこういった形で残っていただくかということについては、いろいろと選考基準を設けているが、今、2次試験の内容は面接試験を中心に組んでおり、1週間近くかけて行う予定である。大体540名程度までが2次試験を受験していただく可能な数であるが、できるだけ面接でしっかり見させてもらいたいということで、そのキャパシティに近いところで合格を出している。なお、小学校は募集人員50名に対して126名、中学校は募集人員30名に対して137名と大きく倍率が違っているが、これは中学校や高等学校は教科ごとに募集を行っているためである。例えば、採用予定者数が1人や2人の教科については、試験後の辞退ということも考慮し、2次受験者は3人や4人ではなく、やや多目の数にしている。数字だけ見ると中学校、高校は募集人員に対して多いように感じられるかもしれないが、そうした事情がある。

○山本委員長 養護教諭は募集人員16名に対して二次試験受験者数は44名だが、2人配置など何か考えがあつてのことか。

○矢野義務教育課長 全体に言えることだが、やはり教員の高齢化がある。養護教諭はここ数年、退職者が多く、その関係で募集人員が増えている。昨年も10名以上採用しており、しばらくそ

ういった状況が続く見込みである。

――原案のとおり了承

### 第30号 島根県社会教育委員の一部改選について（社会教育課）

○小仲社会教育課長 報告第30号島根県社会教育委員の一部改選についてご報告する。

資料は5の1ページをご覧いただきたい。社会教育委員については、資料中ほどから下に記載しているように、社会教育法及び島根県社会教育委員の定数及び任期に関する条例により、定数は20名、任期は2年ということで委嘱させていただいている。委員は、社会教育法にあるように、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動をされている方、学識経験のある方の中から委嘱させていただいている。現在の委員については平成24年6月24日から2年間委嘱させていただき、昨年度の教育委員会会議でご報告したところである。今年度に入り、人事異動や推薦団体の役員交代のため、委員のうち5人の方について改選させていただいた。

具体的には、資料5の2ページに記載しているとおりである。いずれも、退職された方、あるいは役員交代ということで、それぞれ関係団体等々から推薦をいただきながら改選させていただいたところである。この5人の方の任期は、委員の残りの期間であり、他の方々と同様に平成26年6月23日までとなっている。

――原案のとおり了承

### 山本委員長：非公開宣言

―非公開―

（議決事項）

第7号 平成26年春の叙勲候補者の推薦について（総務課）

――原案のとおり議決

（承認事項）

第5号 市町村立学校教育職員（管理職）の人事異動について（義務教育課）

――原案のとおり承認

（報告事項）

第31号 職員の交通事故に関する訴訟について（高校教育課）

――原案のとおり了承

山本委員長：閉会宣言

10時48分